

**「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」
に係る相談活動の実施状況等について
〈令和元年度（2019年度）～令和2年度（2020年度）〉**

熊本県

はじめに

熊本県では、全ての県民が互いに支え合い、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会（共に生きる熊本）の実現を目指して、平成24年(2012年)4月に「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

県では、不利益取扱いや合理的配慮又は虐待に関する相談（以下「特定相談」という。）に応じるため、条例第13条に基づき広域専門相談員を配置し、関係者への必要な助言や情報提供、関係者間の調整、関係機関への通告等に対応しています。

この報告書は、令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）に広域専門相談員が対応した特定相談の状況等をまとめたものです。

この報告書を通じて、どのような行為が差別に当たるのか、そこにはどのような背景や問題があったのかを県民の皆さんに広く知っていただき、今後、このような事例が起きないように、県民一人一人が何をすればよいかを考え、行動していただく契機となるよう作成しました。

また、令和3年（2021年）5月には障害者差別解消法が改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、社会的障壁の除去を進める動きが全国的に加速して行くことが予想されます。

引き続き、法や条例に基づき、障がいのある人への差別の解消や理解の促進を図り、障がいのある人もない人も安心して暮らすことができる熊本の実現に向けて、障がいのある人への権利擁護等の推進に取り組んで参ります。

目 次

| | |
|--|-----------|
| 1 条例の仕組み ----- | 1 |
| (1) 「不利益取扱いの禁止」と「合理的配慮」 | |
| (2) 虐待の禁止 | |
| (3) 相談の仕組み | |
| (4) 事案解決の仕組み | |
| (5) 理解促進への取組 | |
| 2 相談活動の実施状況 ----- | 2 |
| (1) 相談体制 | |
| (2) 相談件数 | |
| (3) 不利益取扱いの内訳 | |
| (4) 合理的配慮の内訳 | |
| (5) 虐待の内訳 | |
| 〈データ編〉 | |
| 3 令和元年度（2019年度）・令和2年度（2020年度）相談内容の傾向等 --- | 7 |
| (1) 障がい種別ごとの相談件数 | |
| (2) 相談者別の相談件数 | |
| (3) 相談方法別の相談件数 | |
| (4) 関係機関との連携 | |
| (5) 相談への対応状況 | |
| (6) 対応回数 | |
| 4 今後の課題 ----- | 13 |
| (1) 条例の周知・啓発について | |
| (2) 関係機関・団体等とのネットワークの構築について | |
| (3) より良い対応のあり方と相談員の資質の向上について | |
| 5 事案解決の状況（調整委員会） ----- | 14 |
| 6 普及・啓発活動の実施状況 ----- | 15 |
| 〈事例編〉 | |
| 7 相談事例 ----- | 16 |
| (1) 令和元年度（2019年度） | |
| (ア) 不利益取扱いに関する相談事例 | |
| (イ) 合理的配慮に関する相談事例 | |
| (ウ) 虐待に関する相談事例 | |
| (2) 令和2年度（2020年度） | |
| (ア) 不利益取扱いに関する相談事例 | |
| (イ) 合理的配慮に関する相談事例 | |
| (ウ) 虐待に関する相談事例 | |

- ・ 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例
- ・ 熊本県障害者の相談に関する調整委員会委員名簿

※この年報では、「障害のある人もない人も共に生きるくまもとづくり条例」を「条例」と表記しています。

1 条例の仕組み

この条例は、障がいのある人に対する不利益な取扱いを禁止することなどにより、全ての県民が互いに支え合い、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会（共に生きる熊本）の実現を目指すものです。

条例の主な特徴は、次のとおりです。

(1) 「不利益取扱いの禁止」と「合理的配慮」

条例では、障がいを理由とする不利益な取扱いを8つの分野にわたって具体的に規定し、これを禁止しています。(条例第8条)

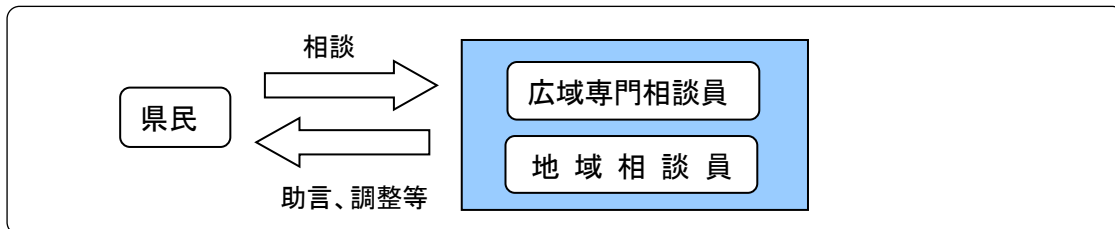
また、障がい者が日常生活や社会生活で受けている様々な制限や制約（社会的障壁）を除去するために、必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）が行われなければならないと規定しています。(条例第9条)

(2) 虐待の禁止

何人も、障がい者に対し虐待（身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、放棄・放任又は経済的虐待）をしてはならないと定めています。(条例第10条)

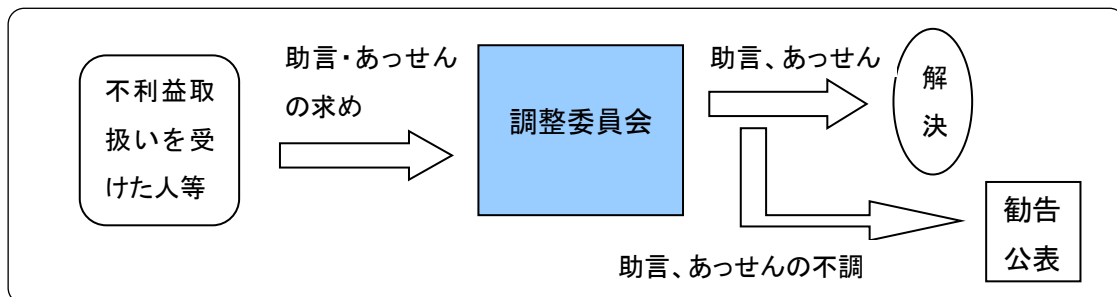
(3) 相談の仕組み

不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する相談体制として、「地域相談員」と「広域専門相談員」を設けています。(条例第11条)



(4) 事案解決の仕組み

「不利益取扱い」に関する相談については、相談員による解決が困難な場合、事案解決の仕組みとして、第三者の委員からなる「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」を設け、助言やあっせんを行うこととしています。(条例第16条)



(5) 理解促進への取組

県は、障がい者に対する誤解や偏見をなくし、理解を深めるための啓発活動を進めていくと定めています。(条例第21条)

2 相談活動の実施状況

(1) 相談体制

県では、障がい者支援課に広域専門相談員を4人、各地域に地域相談員を139人配置しています。(R3.3.31時点)

広域専門相談員は、障がい者支援課に設置した専用の電話やメール等で相談を受け付け、地域相談員と連携しながら、事案の解決に努めています。

また、地域相談員は、各市町村が委嘱している身体障害者相談員及び知的障害者相談員(※1)並びに精神障がいに関する相談員として地域活動支援センター等に勤務する精神保健福祉士等が、その役割を担っています。相談を受けた地域相談員は、広域専門相談員と連携して、事案の解決を図っています。

※1 身体障害者相談員・知的障害者相談員

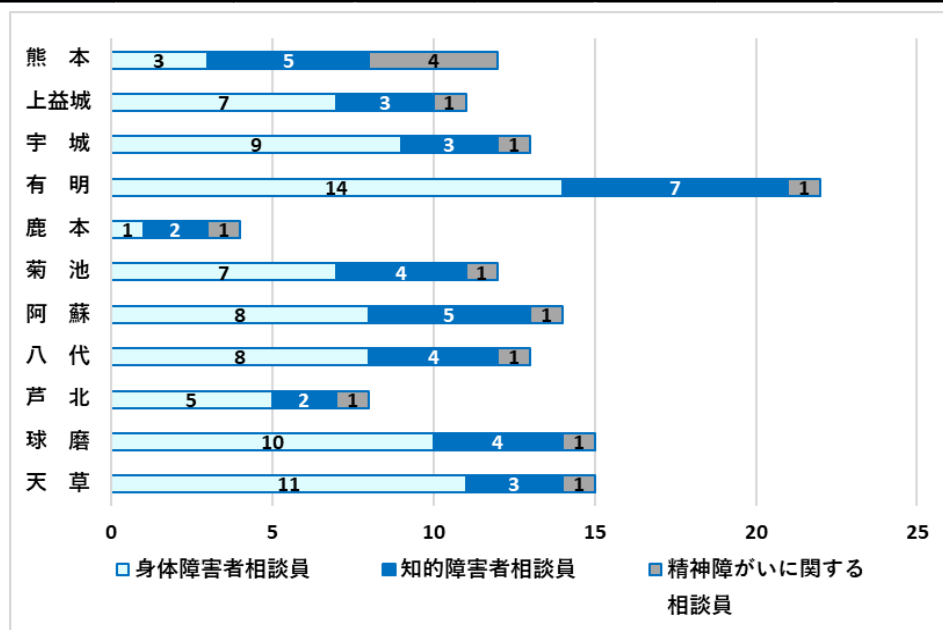
福祉の推進に熱意・識見のある地域の方が、市町村長から委託を受けて、身体障がい者又は知的障がい者、その家族の方からの相談に応じる制度です。

(身体障害者福祉法第12条の3、知的障害者福祉法第15条の2)

【表1】圏域ごとの地域相談員数(令和2年度(2020年度))

(単位：人数)

| 圏域 | 合計 | 身体障害者 相談員 | 知的障害者 相談員 | 精神障がいに関する 相談員 |
|-----|-----|--------------|--------------|------------------|
| 熊本 | 12 | 3 | 5 | 4 |
| 上益城 | 11 | 7 | 3 | 1 |
| 宇城 | 13 | 9 | 3 | 1 |
| 有明 | 22 | 14 | 7 | 1 |
| 鹿本 | 4 | 1 | 2 | 1 |
| 菊池 | 12 | 7 | 4 | 1 |
| 阿蘇 | 14 | 8 | 5 | 1 |
| 八代 | 13 | 8 | 4 | 1 |
| 芦北 | 8 | 5 | 2 | 1 |
| 球磨 | 15 | 10 | 4 | 1 |
| 天草 | 15 | 11 | 3 | 1 |
| 計 | 139 | 83 | 42 | 14 |



(2) 相談件数

令和元年度（2019年度）に寄せられた新規の相談件数は146件で、その内訳は、不利益取扱いに関する相談が10件、合理的配慮に関する相談が12件、虐待に関する相談が29件、その他の相談が95件でした。

令和2年度（2020年度）の新規相談件数は114件で、その内訳は、不利益取扱いに関する相談が4件、合理的配慮に関する相談が10件、虐待に関する相談が17件、その他の相談が83件でした。

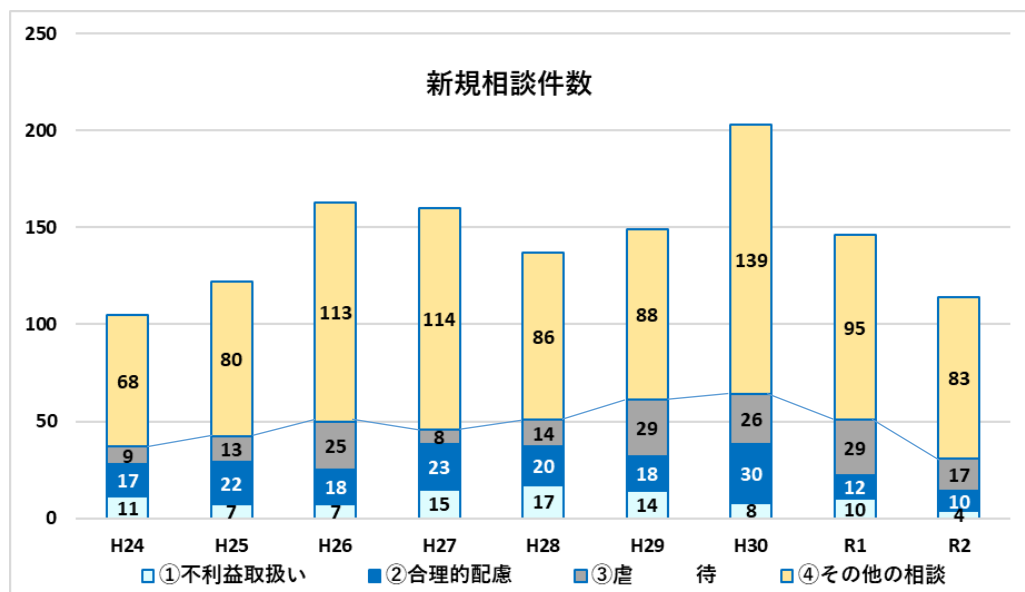
事案ごとに面談や電話・メール対応等を行った回数は、令和元年度（2019年度）は、事案146件に対して合計601回、令和2年度（2020年度）は、事案114件に対して合計690回の対応を行っています。

この他、過年度からの継続事案を含めると、全ての相談に対する対応回数は、令和元年度（2019年度）は1054回、令和2年度（2020年度）は874回となっています。

【表2】相談件数(対応回数)

(単位：上段は相談件数、下段は対応回数)

| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| ①不利益取扱い | 11 (321) | 7 (37) | 7 (82) | 15 (138) | 17 (100) | 14 (170) | 8 (50) | 10 (87) | 4 (18) |
| ②合理的配慮 | 17 (107) | 22 (218) | 18 (142) | 23 (191) | 20 (130) | 18 (144) | 30 (306) | 12 (58) | 10 (105) |
| ③虐待 | 9 (64) | 13 (99) | 25 (179) | 8 (17) | 14 (62) | 29 (200) | 26 (132) | 29 (152) | 17 (71) |
| 計(①～③) | 37 (492) | 42 (354) | 50 (403) | 46 (346) | 51 (292) | 61 (514) | 64 (448) | 51 (297) | 31 (194) |
| ④その他の相談 | 68 (598) | 80 (304) | 113 (446) | 114 (552) | 86 (308) | 88 (1458) | 139 (564) | 95 (304) | 83 (496) |
| 新規計(①～④) | 105 (1090) | 122 (658) | 163 (849) | 160 (898) | 137 (600) | 149 (1972) | 203 (1052) | 146 (601) | 114 (690) |
| (継続事案) | — | 11 (639) | 11 (498) | 18 (784) | 10 (916) | 10 (251) | 19 (1521) | 22 (453) | 18 (184) |
| 計(新規+継続) | 105 (1090) | 133 (1297) | 174 (1347) | 178 (1682) | 147 (1516) | 159 (2223) | 222 (2573) | 168 (1054) | 132 (874) |



【解説】

条例では、「不利益取扱い」、「合理的配慮」又は「虐待」に関する相談ができると定めており、これらを「特定相談」と定義しています。(条例第11条関係)

しかし、特定相談以外の相談にも、障がいに関連する様々な問題が隠れていることもあるため、「その他の相談」として幅広く相談を受けるよう努めています。

(3) 不利益取扱いの内訳

障がいを理由とする不利益取扱い8分野を取りまとめたものが、【表3】です。

令和元年度(2019年度)は「③商品販売・サービス提供」に関する相談が6件と最も多く、「補助犬を同伴した人への宿泊拒否に関する相談」などが寄せられています。

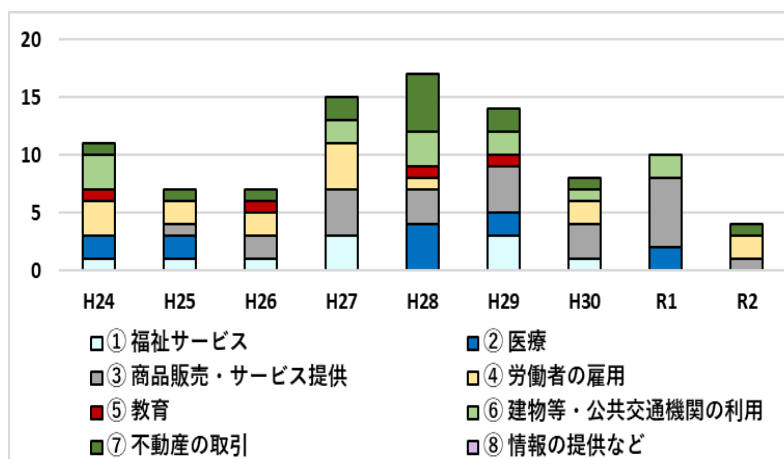
令和2年度(2020年度)の相談件数は、これまでで最も少ない4件でした。

これまでの9年間を通してみると、年度によって寄せられた相談分野に違いはありますが、「③商品販売・サービス提供」や「④労働者の雇用」「⑦不動産の取引」等を中心に相談が寄せられています。

【表3】不利益取扱いの内訳

(単位：件数)

| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 計 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| ① 福祉サービス | 1 | 1 | 1 | 3 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 10 |
| ② 医療 | 2 | 2 | 0 | 0 | 4 | 2 | 0 | 2 | 0 | 12 |
| ③ 商品販売・サービス提供 | 0 | 1 | 2 | 4 | 3 | 4 | 3 | 6 | 1 | 24 |
| ④ 労働者の雇用 | 3 | 2 | 2 | 4 | 1 | 0 | 2 | 0 | 2 | 16 |
| ⑤ 教育 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| ⑥ 建物等・公共交通機関の利用 | 3 | 0 | 0 | 2 | 3 | 2 | 1 | 2 | 0 | 13 |
| ⑦ 不動産の取引 | 1 | 1 | 1 | 2 | 5 | 2 | 1 | 0 | 1 | 14 |
| ⑧ 情報の提供など | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 11 | 7 | 7 | 15 | 17 | 14 | 8 | 10 | 4 | 93 |



【解説】

条例では、「不利益取扱い」として、次の8つの分野について具体的に掲げて禁止しています。(条例第8条関係)

- ①福祉サービス ②医療 ③商品販売・サービス提供 ④労働者の雇用
⑤教育 ⑥建物等・公共交通機関の利用 ⑦不動産の取引 ⑧情報の提供など

(4) 合理的配慮の内訳

合理的配慮に関する相談を性質別に3つに分類したものが、【表4】です。

令和元年度(2019年度)は12件の相談があり、「パスポート申請時の代筆に関する相談」などが寄せられています。

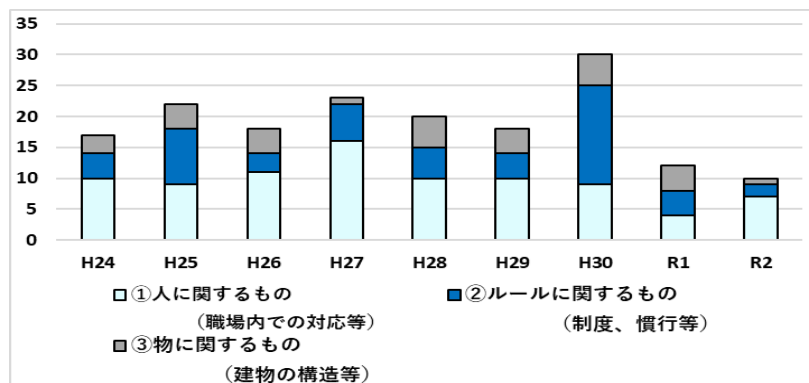
令和2年度(2020年度)は10件の相談があり、「職場で合理的配慮を求めても提供されないという相談」などが寄せられています。

これまでの9年間を通してみると、「①人に関するもの(職場内での対応等)」いわゆる「心のバリアフリー」に関する相談が多い状況があります。

【表4】合理的配慮の内訳

(単位:件数)

| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 計 |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|
| ①人に関するもの(職場内での対応等) | 10 | 9 | 11 | 16 | 10 | 10 | 9 | 4 | 7 | 86 |
| ②ルールに関するもの(制度、慣行等) | 4 | 9 | 3 | 6 | 5 | 4 | 16 | 4 | 2 | 53 |
| ③物に関するもの(建物の構造等) | 3 | 4 | 4 | 1 | 5 | 4 | 5 | 4 | 1 | 31 |
| 計 | 17 | 22 | 18 | 23 | 20 | 18 | 30 | 12 | 10 | 170 |



【解説】

条例の「合理的配慮」については、「不利益取扱い」のように分野ごとの具体的な規定はありません。

これは、実際にどのような「合理的配慮」が求められるかは、障がいのある人の障がいの種別や程度、配慮を求められる側の負担能力などによって異なるため、それぞれのケースに応じて判断されることになるためです。

この表では、①人に関するもの、②ルールに関するもの、③物に関するものとして整理しています。(条例第9条関係)

(5) 虐待の内訳

虐待に関する相談を種類別に5つに分類したものが、【表5】です。1つの相談(事案)の中で複数の種類の虐待が行われることがあるため、合計は【表2】相談件数と一致しない場合があります。

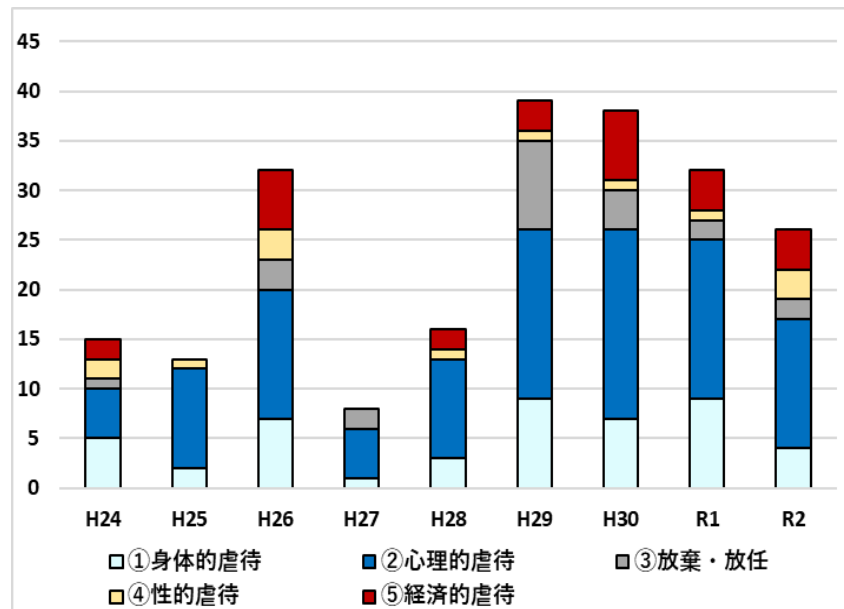
例年、「②心理的虐待」が多い傾向にあり、令和元年度(2019年度)は16件、令和2年度(2020年度)は13件の相談が寄せられました。

【表5】虐待の種類別内訳

(単位：件数)

| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|
| ①身体的虐待 | 5 | 2 | 7 | 1 | 3 | 9 | 7 | 9 | 4 | 47 |
| ②心理的虐待 | 5 | 10 | 13 | 5 | 10 | 17 | 19 | 16 | 13 | 108 |
| ③放棄・放任 | 1 | 0 | 3 | 2 | 0 | 9 | 4 | 2 | 2 | 23 |
| ④性的虐待 | 2 | 1 | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 13 |
| ⑤経済的虐待 | 2 | 0 | 6 | 0 | 2 | 3 | 7 | 4 | 4 | 28 |
| 計 | 15 | 13 | 32 | 8 | 16 | 39 | 38 | 32 | 26 | 219 |

※事案が複数の種類に該当する場合は、重複して計上しています。



【解説】

平成24年(2012年)10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)が施行されました。同法の「障害者虐待」は①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待の3つの類型が対象となっています。なお、これらに該当しない障害者に対する虐待についても、条例による対応を行っています。(条例第10条関係)

3 令和元年度（2019年度）・令和2年度（2020年度）相談内容の傾向等

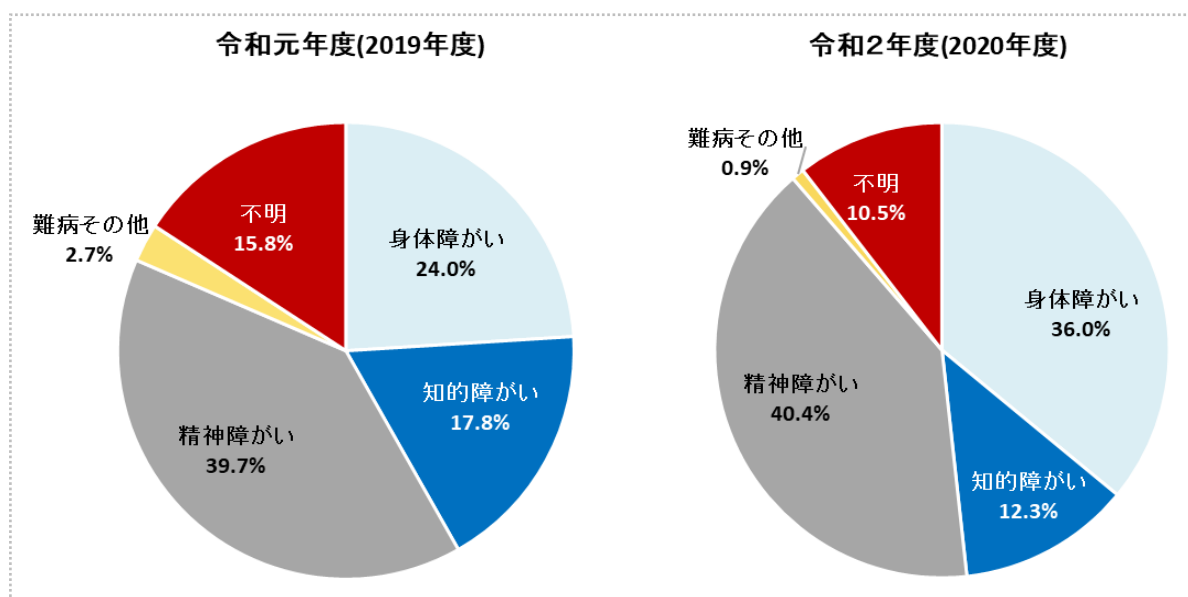
（1）障がい種別ごとの相談件数

障がいの種別ごとの相談件数では、精神障がいのある人についての相談が最も多く、全体の約4割となっています。

【表6】障がい種別ごとの相談件数

| | | 令和元年度(2019年度) | | 令和2年度(2020年度) | |
|---------|--------|---------------|-------|---------------|-------|
| | | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) |
| ① 身体障がい | 視覚障がい | 8 | 5.5 | 6 | 5.3 |
| | 聴覚障がい | 5 | 3.4 | 11 | 9.6 |
| | 言語等障がい | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| | 肢体不自由 | 16 | 11.0 | 14 | 12.3 |
| | 内部障がい | 5 | 3.4 | 8 | 7.0 |
| | 不 明 | 1 | 0.7 | 2 | 1.8 |
| | 計 | 35 | 24.0 | 41 | 36.0 |
| ② 知的障がい | | 26 | 17.8 | 14 | 12.3 |
| ③ 精神障がい | | 58 | 39.7 | 46 | 40.4 |
| ④ 難病その他 | | 4 | 2.7 | 1 | 0.9 |
| ⑤ 不 明 | | 23 | 15.8 | 12 | 10.5 |
| 計 | | 146 | 100.0 | 114 | 100.0 |

※重複障がいのある人については、主たる障がいの区分で計上しています。

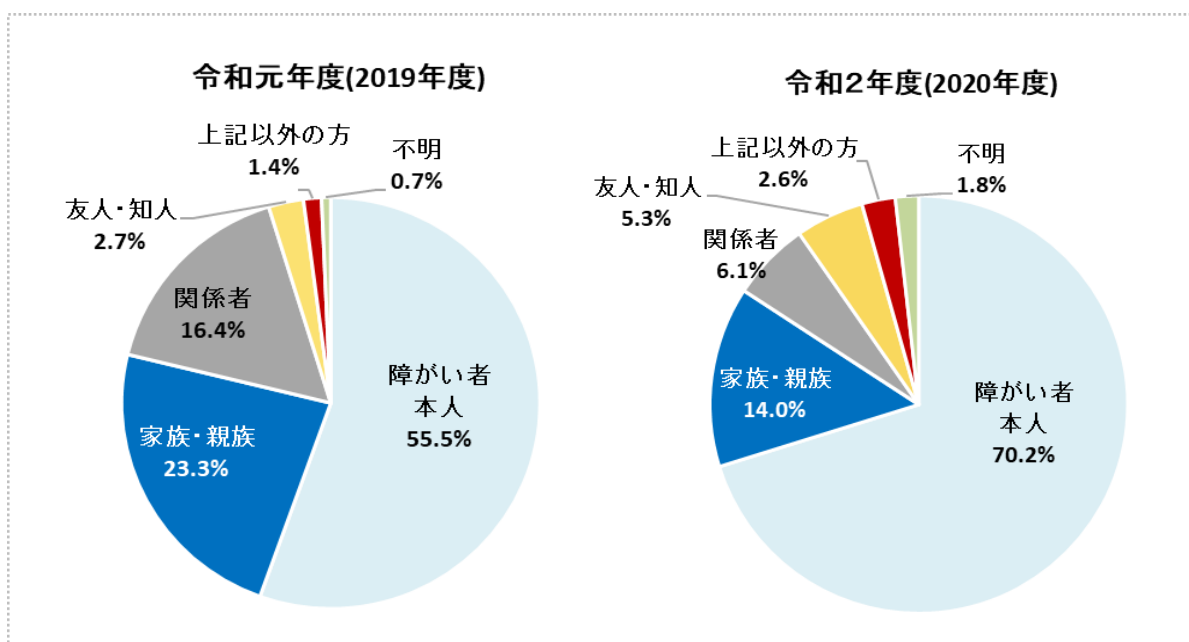


(2) 相談者別の相談件数

相談者別の相談件数では、「障がい者本人」からの相談が最も多く、次いで「家族・親族」となっています。障がい者本人とその家族・親族が相談者全体の約8割を占めています。

【表7】相談者別の相談件数

| | 令和元年度(2019年度) | | 令和2年度(2020年度) | |
|----------|---------------|-------|---------------|-------|
| | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) |
| ①障がい者本人 | 81 | 55.5 | 80 | 70.2 |
| ②家族・親族 | 34 | 23.3 | 16 | 14.0 |
| ③関係者(利用) | 24 | 16.4 | 7 | 6.1 |
| ④友人・知人 | 4 | 2.7 | 6 | 5.3 |
| ⑤上記以外の方 | 2 | 1.4 | 3 | 2.6 |
| ⑥不 明 | 1 | 0.7 | 2 | 1.8 |
| 計 | 146 | 100.0 | 114 | 100.0 |



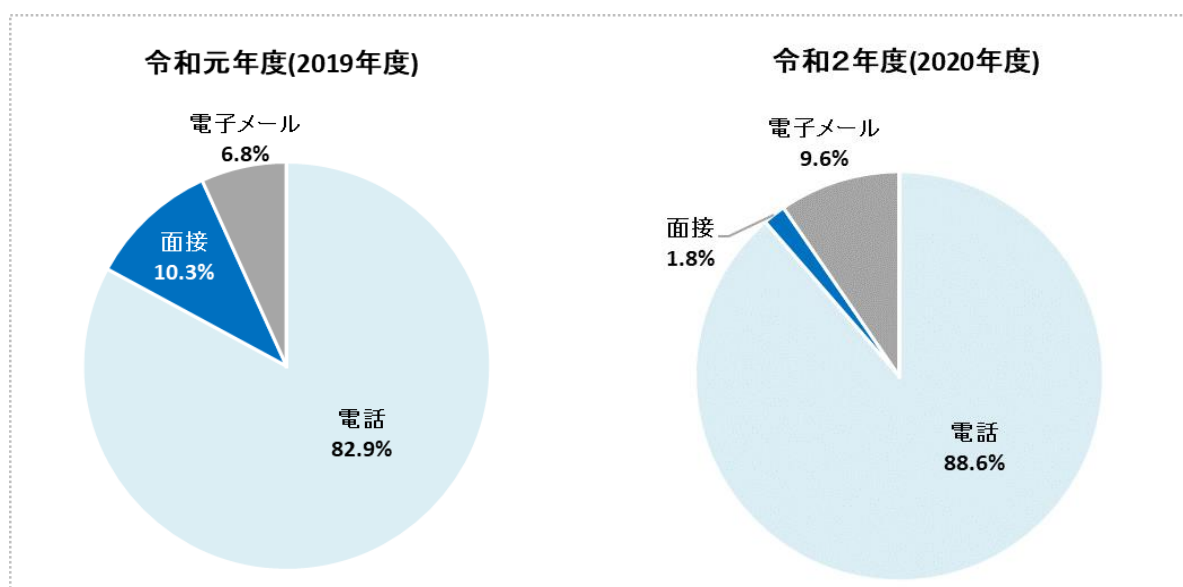
(3) 相談方法別の相談件数

初回の相談方法では全体の8割超が電話による相談となっています。

相談受付後は、状況に応じて電話・メール・面談等により対応を行っています。

【表8】相談方法別の相談件数

| | 令和元年度(2019年度) | | 令和2年度(2020年度) | |
|---------|---------------|-------|---------------|-------|
| | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) |
| ①電話 | 121 | 82.9 | 101 | 88.6 |
| ②面接 | 15 | 10.3 | 2 | 1.8 |
| ③電子メール | 10 | 6.8 | 11 | 9.6 |
| ④ファクシミリ | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| ⑤その他 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 計 | 146 | 100.0 | 114 | 100.0 |

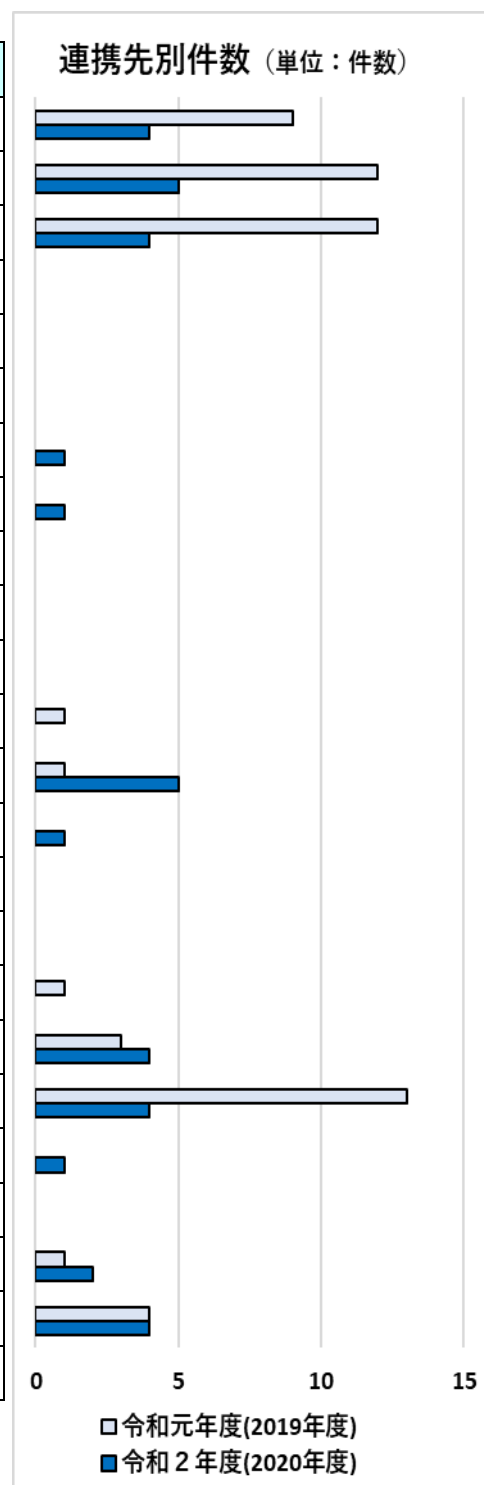


(4) 関係機関との連携

令和元年度（2019年度）は146件のうち30.8%の45件、令和2年度（2020年度）は114件のうち23.7%の27件について関係機関との連携がありました。主な連携先は、令和元年度（2019年度）は「②県の他部局」「③市町村」「⑱相談支援事業所・障害者支援施設等」、令和2年度（2020年度）は「②県の他部局」「⑬ハローワーク・労働局」「⑱福祉関係団体(当事者団体等)」等となっています。事案に応じて様々な関係機関と連携しながら相談に対応しています。

【表9】連携した関係機関等(重複あり)

| | R1 | R2 |
|----------------------|----|----|
| ① 地域相談員 | 9 | 4 |
| ② 県の他部局 | 12 | 5 |
| ③ 市町村 | 12 | 4 |
| ④ 児童相談所 | 0 | 0 |
| ⑤ 身体障害者リハビリテーションセンター | 0 | 0 |
| ⑥ 知的障害者更生相談所 | 0 | 0 |
| ⑦ 精神保健福祉センター | 0 | 1 |
| ⑧ 発達障害者支援センター | 0 | 1 |
| ⑨ 女性相談センター | 0 | 0 |
| ⑩ 保健所 | 0 | 0 |
| ⑪ 教育委員会 | 0 | 0 |
| ⑫ 学校・教育機関 | 1 | 0 |
| ⑬ ハローワーク・労働局 | 1 | 5 |
| ⑭ 障害者就業・生活支援センター | 0 | 1 |
| ⑮ 消費生活センター・多重債務者支援団体 | 0 | 0 |
| ⑯ 人権センター・人権擁護委員等 | 0 | 0 |
| ⑰ 社会福祉協議会 | 1 | 0 |
| ⑱ 福祉関係団体(当事者団体等) | 3 | 4 |
| ⑲ 相談支援事業所・障害者支援施設等 | 13 | 4 |
| ⑳ 医療機関 | 0 | 1 |
| ㉑ 一般企業・業界団体等 | 0 | 0 |
| ㉒ 当事者の家族・担当職員等 | 1 | 2 |
| ㉓ その他 | 4 | 4 |
| 計 | 57 | 36 |



(5) 相談への対応状況

具体的な対応状況を見ると、「④傾聴を主とした対応」が最も多く、全体の約半数を占めています。「①相手方との調整等を実施」した事案は令和元年度（2019年度）は14件（9.6%）、令和2年度（2020年度）は6件（5.3%）でした。

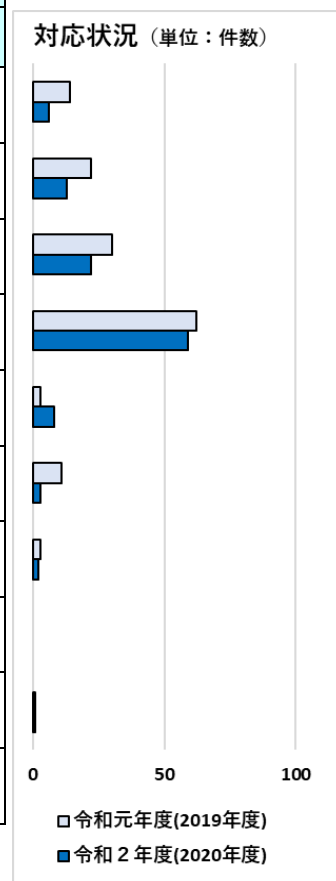
「②関係機関や相談窓口の紹介」、「⑤情報提供・資料送付」、「⑥権限を有する機関等へ対応を依頼」といった、相談者へ情報提供を行った事案は令和元年度（2019年度）は36件（24.7%）、令和2年度（2020年度）は24件（21.1%）となっており、適切な相談窓口等の情報周知がまだ必要な状況です。

また、相談内容が明確でなかったり、具体的な対応が求められなかったりしたことから「④傾聴を主体とした対応」を取った事案が、令和元年度（2019年度）は62件（42.5%）、令和2年度（2020年度）は59件（51.8%）ありました。

【表 10】相談に対する対応の状況

| | 令和元年度 (2019年度) | | 令和2年度 (2020年度) | |
|------------------|-------------------|-------|-------------------|-------|
| | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) |
| ①相手方との調整等を実施 | 14 | 9.6 | 6 | 5.3 |
| ②関係機関や相談窓口の紹介 | 22 | 15.1 | 13 | 11.4 |
| ③相談者への助言 | 30 | 20.5 | 22 | 19.3 |
| ④傾聴を主とした対応 | 62 | 42.5 | 59 | 51.8 |
| ⑤情報提供・資料送付 | 3 | 2.1 | 8 | 7.0 |
| ⑥権限を有する機関等へ対応を依頼 | 11 | 7.5 | 3 | 2.6 |
| ⑦関係先への啓発活動の実施 | 3 | 2.1 | 2 | 1.8 |
| ⑧調整委員会への申立て | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| ⑨その他 | 1 | 0.7 | 1 | 0.9 |
| 計 | 146 | 100.0 | 114 | 100.0 |

※割合の計については、端数を処理して算出しています。



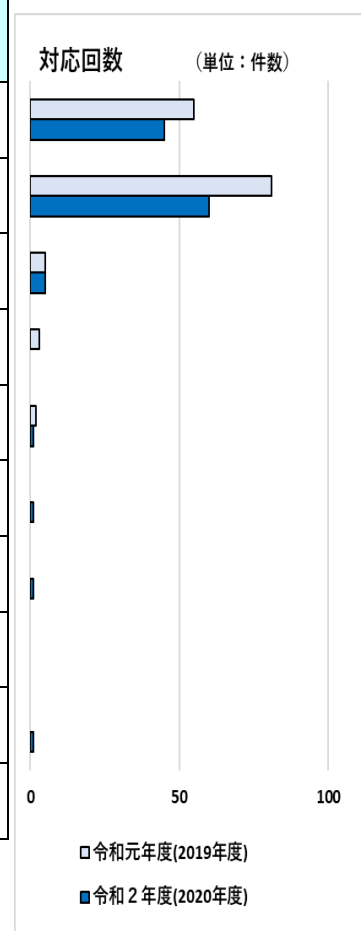
(6) 対応回数

延べ対応回数は、令和元年度（2019年度）は601回（1件当たり平均約4.1回）、令和2年度（2020年度）は690回（1件当たり平均約6.1回）となっており、約9割の事案が10回以内の対応で終結しています。

令和2年度（2020年度）には、長期にわたって継続的に相談される特定者への対応が150回を超えた事案もありました。

【表 11】対応回数 （単位：件数）

| | 令和元年度(2019年度) | | | | 令和2年度(2020年度) | | | |
|----------|---------------|--------|-----|-------|---------------|--------|-----|-------|
| | 特定相談 | その他の相談 | 合計 | 割合(%) | 特定相談 | その他の相談 | 合計 | 割合(%) |
| 1回 | 13 | 42 | 55 | 37.7 | 13 | 32 | 45 | 39.5 |
| 2～10回 | 31 | 50 | 81 | 55.5 | 15 | 45 | 60 | 52.6 |
| 11～20回 | 4 | 1 | 5 | 3.4 | 1 | 4 | 5 | 4.4 |
| 21～30回 | 2 | 1 | 3 | 2.1 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 31～40回 | 1 | 1 | 2 | 1.4 | 1 | 0 | 1 | 0.9 |
| 41～50回 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 1 | 1 | 0.9 |
| 51～100回 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 1 | 0.9 |
| 101～150回 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 151回～ | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 1 | 1 | 0.9 |
| 計 | 51 | 95 | 146 | 100.0 | 31 | 83 | 114 | 100.0 |



4 今後の課題

(1) 条例の周知・啓発について

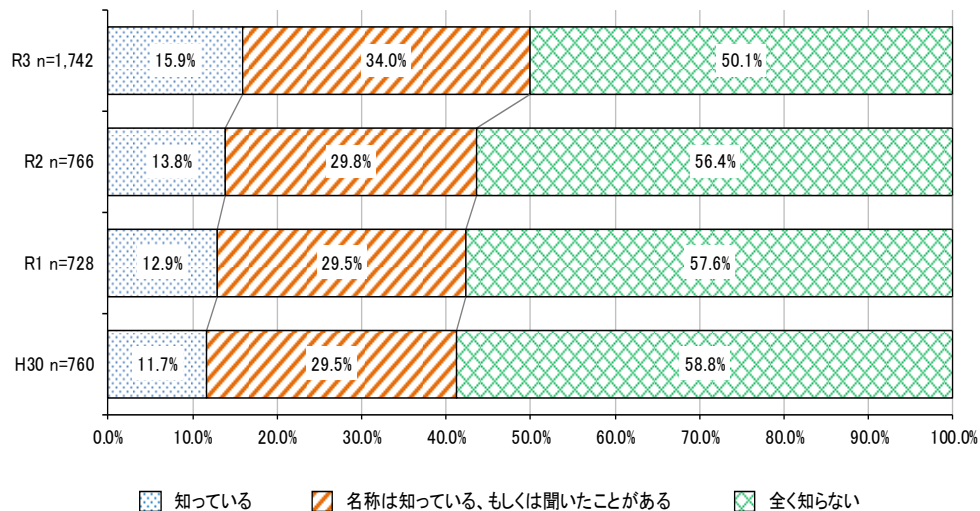
条例の重要なポイントの一つに県民への理解促進があります。「共に生きる熊本づくり」を実現するためには、より多くの人にこの条例を正しく理解してもらうことが必要です。

県が実施した「2021年県民アンケート」によると、条例の認知度は49.9%であり、まだ十分とは言えません。条例施行後9年が経過し、改めて条例の趣旨を周知徹底する必要があります。引き続き、県民への有効な啓発活動に努めていきます。

2021年 県民アンケート(令和3年6月実施)

問17 熊本県では、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」により、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指しています。あなたは、この条例を知っていますか。

(SA)



(2) 関係機関・団体等とのネットワークの構築について

寄せられた様々な相談に適切かつ迅速に対応するため、今後とも市町村、福祉総合相談所、精神保健福祉センター、公共職業安定所、医療機関など様々な機関との連携を図る必要があります。

平成28年(2016年)4月には、障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会(熊本県障害者差別解消・虐待防止連絡会議)を設置し、情報を共有するなど関係機関・団体等とのネットワークの強化に努めています。

(3) より良い対応のあり方と相談員の資質の向上について

相談は電話による対応が中心となっていますが、電話の声だけでは相手の状況が確実に読み取ることはできず、また誤解を与えてしまうおそれもあるため、相談員は相談者の言葉にじっくりと耳を傾け、より丁寧な説明を行い、誤解等が生じないように努めています。

また、相談者の障がい特性上、口頭(音声)よりもメールや手紙(文面)でのや

りとりの方が理解しやすい場合などは、特性に応じて相談手段や方法を柔軟に考えながら対応する必要があります。

多種多様な相談に適切かつ迅速に対応するため、地域相談員や広域専門相談員は資質の向上に努めなければなりません。

特に相談業務の核となる広域専門相談員においては、相談内容に応じた適切な助言、情報提供、関係者間の調整等を行う必要があるため、日頃から相談員としての研鑽に努め、資質の向上に向けて取り組んでいます。

5 事案解決の状況（調整委員会）

不利益取扱いとされる事案に関する助言・あっせんを行う機関として、「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」（調整委員会）を設置しています。

調整委員会の権限には、助言・あっせんのほか、地域相談員・広域専門相談員の選任に係る意見具申、障がい者の権利擁護の施策に関する調査審議も含まれています。

調整委員会は15人（障がい者団体、家族団体、施設関係団体の代表者6人、福祉、教育、雇用及び医療分野の有識者6人、大学教授や弁護士などの公益的な立場の者3人）で構成されています。

これまで、平成24年に2件、平成26年に1件の申立てがありました。

| 年度 | 会議名 | 開催日 | 主な議題 |
|-----|------|-----------|---|
| H23 | 第1回 | H23.12.2 | ・条例施行(H24.4.1)に向けた取組について ・地域相談員、広域専門相談員の委嘱について ・条例解説書の作成について |
| | 第2回 | H24.3.23 | ・調整委員会の運営について ・地域相談員、広域専門相談員の委嘱について(報告) |
| H24 | 第3回 | H24.12.21 | ・特定相談の実施状況について(中間報告) ・助言・あっせんの申立ての審理について (平成24年第1号事案、平成24年第2号事案) ・助言・あっせんに係る調整委員会の運営について |
| H25 | 第4回 | H25.8.8 | ・特定相談の実施状況について(H24年度報告) ・差別解消法の公布について |
| H26 | 第5回 | H26.9.8 | ・助言・あっせんの申立ての審理について (平成26年第1号事案) |
| H27 | 第6回 | H27.5.25 | ・条例の見直しについて |
| | 第7回 | H27.8.24 | ・条例の見直しについて |
| H29 | 第8回 | H29.6.2 | ・特定相談の実施状況について(H27・28年度報告) ・障害者差別解消法の施行状況等について |
| H30 | 第9回 | H30.5.24 | ・特定相談の実施状況について(H29年度報告) |
| R1 | 第10回 | R1.6.6 | ・特定相談の実施状況について(H30年度報告) |

6 普及・啓発活動の実施状況

条例の普及・啓発活動として、県ホームページには条例の解説書やリーフレットをはじめ、相談の活動状況をまとめた報告書（年次報告）などを掲載しています。

その他、業界団体への出前講座や研修会等に対して、広域専門相談員を講師として派遣しています。

取組の概要

（１） 業界団体の研修会等への講師派遣

- ・令和元年度(2019年度) 計 26 回、受講者 1,139 人
- ・令和2年度(2020年度) 計 10 回 受講者 809 人

（２） 県職員への特定課題研修等

県ホームページ <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/1975.html>

7 相談事例

相談事例では、寄せられた相談を分野ごとに整理して、主な事案についての相談内容、対応、結果等を掲載しています。

(1) 令和元年度(2019年度)

(ア) 不利益取扱いに関する相談事例

| | |
|------|---|
| 事 例 | 補助犬を同伴した人への宿泊拒否に関する相談 |
| 相談者 | 身体障がい(肢体不自由)のある人の代理人 |
| 相談内容 | <p>ホテルに宿泊予約電話を入れ、部屋の確保ができたが、そのあとに補助犬と同伴であることを伝えたところ、「当ホテルでは犬の受け入れはできない」と断られた。</p> <p>そこで、身体障害者補助犬法に補助犬の同伴を拒むことはできない旨の規定があることや、補助犬はペットとは違うこと等も伝えたが、「これまで犬の受け入れを行ったことがないので無理です」と言われ、宿泊を拒否された。</p> <p>その時は別のホテルを予約したが、今後は他の利用者が同じ思いをしないで済むよう、当該ホテルに対して、障害者差別解消法や熊本県の条例について説明してほしい。</p> |
| 対応 | <p>旅館業法等を所管する行政機関がホテルへの立入調査を行い事実確認したところ、補助犬をペットと同じように捉えられており、認識が不十分であることが分かった。</p> <p>そこで、ホテル側に身体障害者補助犬法などの関係資料により、障がいのある人のパートナーである補助犬の同伴受け入れについて説明するとともに、旅館ホテル組合に対して、補助犬のパンフレットの配布等を行った。</p> |
| 結果 | 後日、ホテル側が非を認め相談者に謝罪。今後は補助犬を受け入れることや、受入れを円滑に行うためのマニュアル作成、社員研修を行うこととなった。 |

【広域専門相談員から】

様々な人が利用する施設において、法や条例がしっかりと理解され、障がいのある人の受け入れ体制が整うようになれば、障がいのある人の自立や社会参加も進みます。

同時に、施設側において、このような考えが根付いていくことが障がいのある人もない人も共に生きる社会に繋がっていくと考えます。

(イ) 合理的配慮に関する相談事例

| | |
|------|---|
| 事 例 | パスポート申請時の代筆に関する相談 |
| 相談者 | 身体障がい（視覚障がい）のある人の家族 |
| 相談内容 | <p>パスポート申請に行った際、窓口の担当者から氏名欄に名前を自筆するよう言われたが、本人は弱視で氏名欄への記入が困難であり30分ほど書き直しをさせられた。</p> <p>同行した相談者から担当者に代筆を申し出たが、「できない」との一点張りで、本人が「頭がくらくらになった。もうパスポートはいらない。外国には行かない」と言い出した。</p> <p>翌日、相談者が担当者の上司と面談したところ、窓口対応のまずさを謝られた。話の中で、場合によっては代筆が可能ではあるが、所管する行政機関からパスポート申請については厳正に対応する指導を受けている旨の説明があった。</p> |
| 対応 | <p>パスポート申請における氏名の自筆について、所管する行政機関に確認したところ、「パスポート申請については偽造等がないよう厳正に対応するのが基本であるが、乳幼児、手が不自由な人、知的障がいのある人、視覚障がいのある人、高齢者等で自筆が不可能な人については、後見人や家族等による代筆も可能である」との回答があった。</p> <p>今後は、担当者の研修では、代筆の対応や障がいのある人への配慮等についての事例を交えて説明したいとのことだった。</p> |
| 結果 | <p>相談者に対して、パスポート申請については偽造等がないよう自筆により厳正に対応するのが原則であり、自筆が困難な人については代筆が可能であることを説明。</p> <p>今後は、担当者への研修において、代筆や障がいのある人への配慮について説明されること等を伝えたところ、了承された。</p> |

【広域専門相談員から】

パスポートの申請事務については、不正を防ぐ意味で厳正な対応が求められますが、ケースによっては、代筆による対応も可能であることが旅券法施行規則に記されています。申請窓口で正しい運用が図られていないことが今回の事案を引き起こしたと思われる。

今後は、担当者への研修において合理的配慮への理解を深められるとのことですが、窓口での判断が難しい場合には、上司に相談する等の柔軟な対応が望まれます。

(ウ) 虐待に関する相談事例

身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待に関する事例

| | |
|------|---|
| 事 例 | 職場でいじめ・嫌がらせを受けていることへの相談 |
| 相談者 | 知的障がいのある人の家族 |
| 相談内容 | <p>本人は障がい者枠で雇用されているが、社長や従業員から嫌がらせを受けており会社を辞めたいとのことで、家族からの相談があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 仕事でミスがあった際に社長から弁償の請求が来た。 2 社長から「お前は仕事をしきらんけん黙っとけ」「お前は座るところはなか」等と罵声を浴びせられた。従業員からも嫌がらせを受け、言い返すと社長が辛く当たる。 3 昼食の時間、障がいのない従業員はエアコンの効いた食堂で食事をしているが、本人は作業小屋で食事をしている。 4 実際の出勤日数と給料明細の出勤日数に違いがある。 5 その他、休憩時間が取れていない 等々。 |
| 対応 | <p>本人や相談者との面談を重ねた上で相談の内容を整理し、所管している行政機関に報告。当該機関の現地調査に同行し、社長や従業員から以下の内容について聴き取りを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出勤日数、日課（休憩）、当事者の就労状況（雇用に至った経緯、仕事ぶり等） ○ 水分補給、トイレの使用状況 ○ 従業員との関係等について |
| 結果 | <p>出勤日数の記載及び県の最低賃金を下回っていたことについては、経済的虐待があったとの判断がなされ、所管する行政機関からは是正指導が行われた。</p> <p>なお、相談者が指摘していた身体的虐待や心理的虐待については確認できなかった。</p> |

【広域専門相談員から】

本事案は、障害者虐待防止法の「使用者による虐待」に該当する事案であったことから、現地調査に同行して聞き取りを行いました。

就労に際して、障がい者就労支援機関が介在していれば、本人の障がい特性に応じた対応や働きやすい職場環境が整っていたものと思われます。自分ではどうしたら良いのか分からない時は、広域専門相談員等への早めの相談が精神的な負担の軽減や問題の早期解決に繋がるのではないかと考えます。

(2) 令和2年度(2020年度)

(ア) 不利益取扱いに関する相談事例

| | |
|------|---|
| 事 例 | アパートの賃貸を断られたという相談 |
| 相談者 | 精神障がいのある人 |
| 相談内容 | <p>遠方から就労継続支援A型事業所に通勤することになり、事業所のそばにアパートを借りようと思って不動産業者に相談に行った。</p> <p>不動産業者から、勤務している事業所名を尋ねられ就労継続支援A型事業所の名前を言うと、「障がい名は何か」と聞かれた。精神障がいであることを伝えると、「うちでは障がいのある人のお世話はしていない」と言われ断られた。</p> <p>不動産業者の対応を不快に感じて、障がい者差別ではないかと思い相談をした。</p> |
| 対応 | <p>不動産業者に事情を確認したところ、対応した担当者の上司から、「相談のあったアパートの賃貸には収入が足りないことや、精神障がいであることを総合的に判断して賃貸のお断りをした」と言われた。</p> <p>その後、不動産業者を直接訪問し、障害者差別解消法のパンフレットにより、障がいがあるということをもってアパートの賃貸を断ることは障がい者差別であることを伝えた。</p> |
| 結果 | <p>相談員が不動産業者を訪れ、障害者差別解消法のパンフレットを用いて障がい者差別について説明した際、不動産業者から、当該物件よりも安価な物件を紹介したいとの申し出があったことを本人に伝えたが、今回の件で嫌な思いをしたのでお断りするとのことだった。</p> |

【広域専門相談員から】

アパートの賃貸を断られた直接の理由が収入不足によるものか、障がい者差別によるものかはっきりしない事案ではありますが、本人から、障がい者差別ではないかと誤解されること等がないよう、業者として責任ある説明が求められます。

このような事案が起きないよう、県としても、不動産協会等に対して積極的に普及啓発していくこととしています。

(イ) 合理的配慮に関する相談事例

| | |
|------|--|
| 事 例 | 職場で合理的配慮を求めても提供されないという相談 |
| 相談者 | 身体障がい（肢体不自由）及び精神障がいのある人の家族 |
| 相談内容 | <p>本人は、今の職場に一般枠で就職する際に自身の障がいのことを伝え、業務にスピードを求めないでほしい等の希望を伝えていた。就職した後も、軽くて使いやすい道具を使わせてほしいことなど配慮してほしいことを伝えてきたが、気持ちを理解してもらえず辛い思いをしている。</p> <p>上司から担当業務を変えてはどうかとの提案もあったが、出来ないことが少しずつ出来るようになってきており、配慮してほしいことを確認し合ったうえで、本来の担当業務を続けたいと考えている。</p> <p>担当業務については、職場側の考えだけでなく本人と話し合ったうえで決めるべきではないかと思う。</p> |
| 対応 | <p>職場に確認したところ、「本人から配慮してほしい事項を次々に要求され、その都度、対処してきたが、家族から合理的配慮が提供されているのか等と度々問い合わせがあり対応に苦慮している」とのことであった。</p> <p>職場には、相談体制などの職場環境を整えることが重要であることを説明し、合理的配慮の提供に関する事例集を提供。話し合いで双方が納得できる合意点を模索してほしいと伝えた。</p> |
| 結果 | 後日、職場にその後の状況を確認すると、本人が相談できるスタッフが定められ、近日中に障がいのある人を理解するための研修を実施する予定とのことであった。 |

【広域専門相談員から】

合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様で個別性の高いものです。職場側が従来と同じような働き方を障がいのある人に求めることが、障がいのある人を排除することになりかねません。

相談者側と職場側で建設的対話を重ね、双方が納得できる合意点を模索することが大事だと考えます。

(ウ) 虐待に関する相談事例

放棄・放任、経済的虐待に関する事例

| | |
|------|--|
| 事 例 | 職場でのエアコンの利用、勤務時間についての相談 |
| 相談者 | 身体障がい（肢体不自由）のある人 |
| 相談内容 | <p>就労継続支援A型事業所で2年半勤務しているが暑い時にエアコンを入れてくれない。リモコンも隠してあり暑くて気分が悪くなる。</p> <p>勤務時間は、休憩を除いた午前10時から午後3時までの4時間勤務となっているが、午前9時30分からの朝礼やラジオ体操に遅れると注意される。また、作業終了の午後3時には片付けや掃除があるため、退社するのは午後3時30分頃になる。</p> <p>就業前後の1時間は勤務時間に計上されず、給料が発生しないのはおかしいと思うが、直接自分から職場に言うと働きづらくなるので言えない。</p> |
| 対応 | <p>上記の内容を相談支援事業所に相談するよう助言した。</p> <p>後日、本人に確認したところ、相談支援事業所がすぐに対応し、A型事業所に対して連絡してくれたとのことだった。</p> |
| 結果 | <p>相談支援事業所から勤務先のA型事業所に連絡してもらったところ、すぐにエアコンを入れてもらえるようになり、サービス管理責任者から「怠慢であった」との謝罪があった。</p> <p>また、出勤については勤務開始の5分前となったが、就業後の片付けは今後の検討課題となっている。</p> |

【広域専門相談員から】

利用している事業所に本人が直接申し入れをすることは、その後の関係を考えるとなかなか難しいことです。そのため、何か困ったときに相談支援事業所に対応してもらえるよう関係を構築しておくことは大切です。

この事例では、本人からの相談に相談支援事業所がすぐに対応し、勤務先のA型事業所も職場の環境改善に取り組まれました。また、本人への謝罪もあり双方の関係構築に繋がりました。

終わりに

令和元年度（2019年度）の相談件数については、条例が施行された平成24年度（2012年度）と比較して約1.4倍に増加しています。これは、障がい者への不利益取扱いや合理的配慮の提供、虐待といった事案が増加したというより、条例の周知啓発が進んだことなどにより、差別に対してきちんと声を上げていこうといった意識の広がりによるものが大きいのではないかと考えられます。

一方で、令和2年度（2020年度）は、相談件数が対前年度比で21.9%減少しています。これは、年度当初からのコロナ禍により、外出や人と接する機会が極端に減ってしまったことが影響したのではないかと考えられます。

また、条例の認知度については、令和元年度（2019年度）が42.4%、令和2年度（2020年度）が43.6%、令和3年度（2021年度）が49.9%となり、条例が施行されて以降、毎年上昇しています。

引き続き、障がい者に対する県民の理解を促進するため、条例の周知啓発に努めていく必要があります。

県では、熊本地震や令和2年7月豪雨などの災害、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による障がい者を取り巻く環境の変化に対応するため、新たに「くまもと障がい者プラン（第6期熊本県障がい者計画）」〔計画期間：令和3年度～令和8年度〕を策定しました。

この計画では、これまで継承してきた基本理念を柱とし、「障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる社会の実現」に向けた取組を総合的に推進することとしています。

県民の障がいへの理解が深まり、そして障がいのある人への差別の解消に向けた取組がより一層推進されるよう、今後も関係機関との連携を進めながら、適切な相談対応、県民への周知啓発に努め、「共に生きる熊本」づくりを推進していきます。

資料編

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

目次

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 障害者の権利擁護

第1節 障害を理由とする差別の禁止(第8条・第9条)

第2節 虐待の禁止(第10条)

第3節 障害を理由とする差別等に関する相談(第11条―第15条)

第4節 不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み(第16条―第20条)

第3章 県民の理解の促進(第21条)

第4章 熊本県障害者の相談に関する調整委員会(第22条)

第5章 雑則(第23条・第24条)

附則

私たちが住む熊本県では、先人のたゆまぬ努力により、共に支え合い、助け合う地域社会が築かれてきた。しかしながら、その地域社会には、障害者が障害を理由として差別を受けたり、障害への配慮がないため暮らしにくさを感じたりするなど、依然として、障害者にとって地域での安心した生活が妨げられている状況がある。

これまで、障害者への理解を深める様々な取組が行われてきたにもかかわらず、このような状況が続く背景には、障害者の社会参加を制約している物理的な障壁あるいは障害者に対する偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁がある。今、私たちには、障害者を取り巻くこれらの障壁を取り除く取組が求められている。

国内外において、障害者の権利を擁護する意識が高まりつつある中で、熊本県においても、障害を理由とした差別をなくし、社会的障壁を取り除く取組を促進し、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を実現しなければならない。

ここに、この使命を強く自覚し、県民一人一人が力を合わせて、こうした社会を着実に築き、次の世代に引き継いでいくことを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害者に対する県民の理解を深め、障害者の権利を擁護するための施策(以下この章及び第22条第1項において「障害者の権利擁護等のための施策」という。)に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害者の権利擁護等のための施策の基本となる事項を定めることにより、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に推進し、もって全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難病による障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」という。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第3条 障害者の権利擁護等のための施策は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、自らの意思によって社会経済活動に参加し、自立した地域生活を営む権利を有すること及び何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを踏まえ、全ての県民が各々の役割を果たすとともに、相互に協力することを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、障害者の権利擁護等のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が障害者の権利擁護等のための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、障害者に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害者の権利擁護等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、障害者の権利擁護等のための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障害者の権利擁護

第1節 障害を理由とする差別の禁止

(不利益取扱いの禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為(以下「不利益取扱い」という。)をしてはならない。

(1) 障害者に社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(2) 障害者に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者に対

して、同条第 16 項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、障害者の意に反して同条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第 11 項に規定する障害者支援施設への入所を強制し、又は同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。

(3) 障害者に医療を提供する場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為

ア 障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

イ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害者が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。

(4) 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、障害者に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(5) 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害者に対して、その障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもなお従事させようとする業務を障害者が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(6) 障害者を雇用する場合において、障害者に対して、その障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもなお業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格、教育訓練若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。

(7) 障害者に教育を行う場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為

ア 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。

イ 障害者又はその保護者(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に規定する保護者をいう。第 16 条第 2 項において同じ。)への意見聴取及び必要な説明を行わないで、就学させるべき学校(同法第 1 条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校(小学部及び中学部に限る。))をいう。)を指定すること。

(8) 障害者が不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害者に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両、自動車、船舶及び航空機の構造上やむを得ないと認められる場合、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(9) 不動産取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、

又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(10) 障害者から情報の提供を求められた場合において、障害者に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(11) 障害者が意思を表示する場合において、障害者に対して、障害者が選択した意思表示の方法によっては障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第9条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮(第11条第1項において「合理的配慮」という。)がされなければならない。

第2節 虐待の禁止

第10条 何人も、障害者に対し、次に掲げる行為(次条第1項において「虐待」という。)をしてはならない。

- (1) 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- (2) 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (3) 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- (4) 障害者を養護する責任がある場合において、障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他養護を著しく怠ること。
- (5) 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

第3節 障害を理由とする差別等に関する相談

(特定相談)

第11条 何人も、県に対し、不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する相談(次項及び第14条第1項において「特定相談」という。)をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、関係者に必要な助言、情報提供等を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(地域相談員)

第12条 県は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員
- (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員

員

(3) 障害者に関する相談又は人権擁護について知識又は経験を有する者のうち知事が適当と認める者

2 知事は、前項第3号の者に委託をしようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者の相談に関する調整委員会(第22条に規定する熊本県障害者の相談に関する調整委員会をいう。以下この節及び次節において同じ。)の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定による委託を受けた者(以下「地域相談員」という。)は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

(広域専門相談員)

第13条 知事は、第11条第2項各号に掲げる業務を行わせるため、障害者の福祉の増進に関し優れた識見を有する者のうちから、広域専門相談員を委嘱することができる。

2 知事は、前項の規定により委嘱をしようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者の相談に関する調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 広域専門相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

(指導及び助言)

第14条 地域相談員は、特定相談について、必要に応じ、広域専門相談員に対し、指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門相談員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

(連携及び協力)

第15条 専門的知識をもって障害者に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者は、知事、地域相談員及び広域専門相談員と連携し、この条例による施策の実施に協力するよう努めるものとする。

第4節 不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み

(助言又はあっせんの求め)

第16条 不利益取扱いを受けたと認める障害者は、知事に対し、当該不利益取扱いに該当する事案(以下この条及び次条において「対象事案」という。)の解決のための助言又はあっせんを行うよう求めることができる。

2 対象事案に係る障害者の保護者、後見人その他の関係者は、前項に規定する求めをすることができる。ただし、当該求めをすることが障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

(助言又はあっせん)

第17条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による求めがあったときは、熊本県障害者の相談に関する調整委員会に対して助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。

2 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、前項の規定による求めがあったときは、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき、又は対象事案の性質上助言若しくはあっせんを

することが適当でないときを除き、助言又はあつせんを行うものとする。

- 3 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、助言又はあつせんのために必要があると認めるときは、対象事案の関係者に対し、助言又はあつせんを行うために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。
- 4 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、対象事案の解決に必要なあつせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。

(勧告)

第 18 条 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、あつせん案を提示した場合において、不利益取扱いをしたと認められる者が正当な理由がなく当該あつせん案を受諾しないときは、不利益取扱いをしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認められるときは、不利益取扱いをしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。
- 3 知事は、前条第 3 項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は虚偽の資料の提出若しくは説明を行ったときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(事実の公表)

第 19 条 知事は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第 20 条 知事は、前条の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

第 3 章 県民の理解の促進

第 21 条 県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進、障害者と障害者でない者との交流の機会の提供、当該交流のための拠点の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 熊本県障害者の相談に関する調整委員会

第 22 条 障害者の権利擁護等のための施策に関する重要事項について調査審議するため、熊本県障害者の相談に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。

- 2 調整委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 調整委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 4 委員は、障害者及び福祉、医療、雇用、教育その他障害者の権利の擁護について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、この条例に基づき職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 この条例に規定するもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 第13条第4項又は第22条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

熊本県障害者の相談に関する調整委員会 委員名簿

| 氏名 | 所属 | 職名 |
|----------------------|---------------------------|---------|
| あいとう きぬよ 相藤 絹代 | 熊本大学・熊本学園大学 | 非常勤講師 |
| いしびつ ひとみ 石櫃 仁美 | 熊本市 健康福祉局 | 局長 |
| いしもと みちお 石本 通夫 | 社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会 | 副会長・理事 |
| いわなが ひでのり 岩永 秀則 | 熊本県経営者協会 | 事務局長 |
| うしの ただお 牛野 忠男 | 熊本県教育委員会 特別支援教育課 | 課長 |
| おの まりこ 小野 真理子 | 一般財団法人 熊本県ろう者福祉協会 | 総務部長・理事 |
| かく ゆたか 加来 裕 | 公益社団法人熊本県医師会 | 理事 |
| こじょう さとみ 古城 里美 | 熊本県弁護士会 | 弁護士 |
| せりかわ みきひろ 芹川 幹弘 | 一般社団法人 熊本県精神障害者福祉会連合会 | 理事 |
| たけだ つとむ 竹田 勉 | 社会福祉法人 熊本県身体障害者福祉団体連合会 | 常務理事 |
| ちはら いちろう 千原 一朗 | 熊本県保育協会 | 副理事長 |
| とまばやし たけあき 塘林 文明 | 熊本県知的障がい者施設協会 | 副会長 |
| はら さとる 原 悟 | 熊本県商工会連合会 | 専務理事 |
| みやもと けんしろう 宮本 憲司朗 | 公益社団法人熊本県精神科協会 | 副会長 |
| むらかみ ゆうじ 村上 祐治 | 熊本県自閉スペクトラム症協会 | 副会長 |

令和3年（2021年）4月1日現在（五十音順）

【お問合せ先】

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局 障がい者支援課 企画共生班
〒862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

(TEL) 096-333-2236

(FAX) 096-383-1739

【相談窓口】

広域専門相談員専用連絡先

(TEL) 096-333-2244 (FAX) 096-383-1739

(MAIL) tokuteisodan@pref.kumamoto.lg.jp